

# 習得・活用の学びを拓く

「習得」「活用」の学びとは何か、  
国語科と他教科での連携を考えながら、これからの課題を追いました。

## 学習活動としての習得・活用

横浜国立大学

高木 展郎

### 1 学力の重要な要素

新しい学習指導要領が、平成20年3月に告示された。その中で、「第1章 総則 第1教育課程編成の一般方針」「1」では、これから求められる学力について、次のように示されている。

学校の教育活動を進めるに当たっては、各学校において、児童（生徒）に生きる力をはぐくむことを目指し、創意工夫を生か

した特色ある教育活動を展開する中で、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむとともに、主体的に学習に取り組む態度を養い、個性を生かす教育の充実に努めなければならない。その際、児童（生徒）の発達の段階を考慮して、児童（生徒）の言語活動を充実するとともに、家庭との連携を図りながら、児童（生徒）の学習習慣が確立するように配慮しなければ

ならない（小学校学習指導要領 p13、中学校学習指導要領 p15）。

ここでは、これからの時代に求める学力の重要な要素として、第一に、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得すること。第二に、習得したことを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくむこと。第三に、主体的に学習に取り組む態度を養うこと（学習意欲）が指摘されている。

さらに、これらのことを保証するために、言語活動の充実を図ることを述べている。

### 2 活用という用語の定位

「習得」「探究」という用語が文部科学省関係で初出したのは、中央教育審議会『新しい時代の義務教育を創造する（答申）』（平成17年10月26日）である。その序章には、次のように示されている。

○ 現行の学習指導要領の学力観について、様々な議論が提起されているが、基礎的な知識・技能の育成（いわゆる習得型の教育）と、自ら学び自ら考える力の育成（いわゆる探究型の教育）とは、対立的あるいは二者択一的にとらえる

べきものではなく、この両方を総合的に育成することが必要である。

右記には、「活用」という用語は用いられていない。「活用」という用語が用いられたのは、中央教育審議会 初等中等教育分科会 教育課程部会 審議経過報告（概要）（平成18年2月13日）で、以下のように示されている。

## 2 教育内容等の改善の方向

(1) 人間力の向上を図る教育内容の改善

### ① 基本的な考え方

い確かな学力の育成

○ 知識・技能と考える力を総合的に育成することが必要。

○ ① 基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させることを基本としつつ、② 知識・技能を活用する力を重視し、③ 課題探究活動を通じて、自ら学び自ら考える力を高めることが重要。

しかし、右記では「活用する力」となっており、後述するような学習活動としての「活用」ではない。

習得・活用・探究として併記されたのは、

中央教育審議会教育課程部会『第3期教育課程部会の審議の状況について』（平成19年1月16日）からである。ここでは、「活用」は、次のように取り上げられている。

○ 基礎的・基本的な知識・技能の育成（いわゆる習得型の教育）と自ら学び自ら考える力の育成（いわゆる探究型の教育）とは、対立的あるいは二者択一的にとらえるべきものではなく、この両方を総合的に育成する具体的な方策を示すことが必要である。

このため、いわば活用型の教育ともいえるべき学習を両者の間に位置付ける方向で検討を進めている。

○ すなわち、① 基礎的・基本的な知識・技能を確実に定着させることを基本とする。② こうした理解・定着を基礎として、知識・技能を実際に活用する力の育成を重視する。さらに、③ この活用する力を基礎として、実際に課題を探究する活動を行うことで、自ら学び自ら考える力を高めることが必要である。このような過程を各教科等に即して具体的に検討している。

ここでは、「習得型の教育」と「探究型の

教育」との間に「活用型の教育」という具体的な過程をおくことによって、次のようなことを行う方向性を示した。

これらの知識を活用し、探究型の学習へと発展させる観点から、これまで必ずしも具体的な過程が明確ではなかった思考力や表現力の育成などを各教科等において相互に関連付けながら図る具体的な方法を、例えば次のように検討している。

① 日常生活に必要とされる技能としての対話、記録、要約、説明、感想などの言語活動を発達の段階に応じ体系的・継続的に指導、読書活動を充実（国語等）

② 言葉や数、式、図、表、グラフなどの相互の関連を理解し、それらを用いて説明・表現する指導の充実（算数・数学）

③ 科学的な思考力・表現力の育成を図る観点から考察・説明・探究を充実するとともに、観察・実験や自然体験、科学的な体験を一層充実（理科）

右記の、中央教育審議会教育課程部会『第3期教育課程部会の審議の状況について』（平成19年1月16日）では「習得型」「活用型」「探究型」という「型」をつけているが、これ以

降の文部科学省から出ている文章では、「型」をつけていない。

この習得・活用という用語が定位したのは、平成20年6月に改定された学校教育法であり、その第三十条二項（第四十九条で、中学校に準用）において、法律として示された。このことは、学力の内容について、法律で示されたと言うことでもある。

### 3 習得・活用の意味

習得は、学校教育法にも示されているように、基本的・基礎的な知識・技能を習得するところに意味がある。この基本的・基礎的な知識・技能とは、学習指導要領の指導事項（内容）に示されているものを対象としている。ミニマムエッセンシャルとしての学習指導要領には、基礎的・基本的な内容が示されている。従って、この基礎的・基本的な知識・技能は、各教科や領域の内容を指している。よく、基礎・基本を「読・書・算」とすることがあるが、学校教育における基礎的・基本的な知識・技能は、学習指導要領の指導事項（内容）であることを確認しておきたい。

活用は、「うまく使うこと」（大辞林）という意味で、習得と活用との関係でいうならば、習得したことを使うことである。しかし、単に使うとなるとさまざまな使い方があ

る。活用は、意識して使う、ということに意味がある。

また、使うことの中に、単に右にあるものを左に移して使う、こともあるが、ここで言う活用は、単に移して使うという作業的な意味ではない。言い換えると、習得したことを機能させることが活用である。

活用は、学校教育法では「基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ」と示されている。ここでは、習得と活用とを「とともに」ということばでつないでいる。

この「とともに」ということは、辞書的な意味では「と同時に」（大辞林）ということである。従って、習得と活用との間には、習得してから活用ということもあれば、活用を図ることを通して習得することもあり、そこには順序制や段階制は存在しない。

### 4 学習活動としての習得・活用

習得と活用とは、学力や能力ではない。習得力とか活用力、さらに、習得能力、活用能力ということが言われるが、それは新しい学習指導要領では触れられていない。新しい学習指導要領では、習得と活用とは、学習活動として位置づけられている。そのことは、下

記に示されていることから明らかである。

#### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

2 以上のほか、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各教科等の指導に当たっては、児童(生徒)の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する関心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童(生徒)の言語活動を充実すること。  
(学習指導要領 総則)

右記には、「活用を図る学習活動」となっている。活用は、学習活動であり、それを通して学力・能力としての思考力、判断力、表現力を育成することが求められている。

さらに、そのことと同時に、「児童(生徒)の言語活動を充実すること」が述べられている。この言語活動の充実、教科国語のみではなく総ての教科・領域、学校生活全体で行うことが新しい学習指導要領に示されている。

## 5 習得・活用の学びを拓く

新しい学習指導要領の解説(総則編)には、左記のような記述がある。

新しい学習指導要領についての中央教育審議会答申(平成20年1月)は、知識・技能の習得や活用、探究について次のように提言した。

・ 教科では、基礎的・基本的な知識・技能を習得しつつ、観察・実験をし、その結果をもとにレポートを作成する、文章や資料を読んだ上で、知識や経験に照らして自分の考えをまとめて論述するといったそれぞれの教科の知識・技能を活用する学習活動を行い、それを総合的な学習の時間における教科等を横断した課題解決的な学習や探究活動へと発展させることが必要である。

・ これらの学習活動は相互に関連し合っており、截然と分類されるものではないが、知識・技能を活用する学習活動やこれらの成果を踏まえた探究活動を通して、思考力・判断力・表現力等がはぐくまれる。

・ 各教科での習得や活用と総合的な学習

の時間を中心とした探究は、決して一つの方角で進むだけでなく、例えば、知識・技能の活用や探究がその習得を促進するなど、相互に関連し合って力を伸ばしていくものである。

ここには、学習活動として学習指導要領に示されている各教科の指導事項(内容)の習得を行うこととともに、それらを活用することが求められている。学校教育においては、各教科の授業の中で習得と活用とが具体化されなくてはならない。それは、学習活動としての各教科等における言語活動の充実を通して行われる。

このことを具体的な授業の活動として行うのが、学習者による「説明」である。学習者自身に学んでいることを説明させることにより、学びをメタ認識させることができる。新しい学習指導要領の総則には、次のような事項が示されている。

(4)各教科等の指導に当たっては、児童(生徒)が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。(第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項)

学習を振り返ることによって、自己の学習を相対化し、自覚化を通して学習の意味を再確認することが重要となる。説明をすると言うことは、この学習の自覚によって行われる。説明を行うときに最も重要なものが、学習者自身に「分からない」ことを、ことばによって説明させることである。「分からない」ことをことばで説明することは、「分からない」ことを意識することでもある。

学習者自身に学びを対象化させ、学びの内容をことばで説明させることによって、自身の学びを認識し、自己評価させることになる。このことを別な言い方をすれば、自己の学びを意識し、学びの内容を自覚することでもある。ここに、活用という学びがある。

「習得・活用の学びを拓く」とは、「習得・活用」という言語活動という学習活動を通して、これからの時代に求められる学力としての思考力・判断力・表現力の育成を図る授業を創出することである。そのことを具現するためにことばを通して「考える」ことを基軸にした学習が、行われなくてはならない。

たかぎ のぶお 横浜国立大学教育人間科学部教授。国語科教育、教育方法学専攻。授業研究や学校評価を通して、これからの時代の授業を考えている。